

森林法第10条の8に基づく
「伐採及び伐採後の造林の届出書」作成の手引

伐採面積1ha未満で壬生町内の地域森林計画対象民有林の樹木を伐採する際には、伐採を開始する90日前から30日前までの間に、壬生町長へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が義務づけられています。

【林地開発許可】1ha以上の開発は、林地開発許可を受ける必要があります。

1 届出が必要な森林：

地域森林計画対象民有林（森林法5条森林）に該当するかは、農政課の窓口で確認することができます。森林を伐採する前に農政課まで必ずお問い合わせください。

2 届出人：森林所有者またはその他権原に基づき立木の使用又は収益をする者

3 届出期間：伐採を開始する日の90日前から30日前までの間

4 届出に必要な書類：

地域森林計画対象民有林となっている森林を伐採する場合、次のものを各1部ずつ提出してください。令和5年4月1日より、届出に必要な書類に変更がありました。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出書

(2) 伐採計画書

(3) 造林計画書

(4) 伐採予定の森林の位置図および区域図

(5) 届出者の確認書類（令和5年4月1日～）

- ・届出者が個人の場合：氏名、現住所がわかる書類（運転免許など）の写し
- ・届出者が法人の場合：法人の登記事項証明書の写し、法人番号が記載された書類の写し

※届出者が法人の場合は、書類の持参人がわかる書類（社員証等）の提示をお願いいたします。

(6) 他法令の許認可関係書類

(7) 伐採予定地の土地の登記事項証明書の写し

(8) 隣接地との境界関係書類（隣接地所有者との確認状況がわかる書類）

(9) 委任状（届出者が土地の所有者本人以外の場合）

(10) 転用（開発）に関わる事業計画書（伐採後において、森林以外の用途に供される場合）

※太陽光発電設備の設置が目的の伐採の場合、経済産業省から認可されたことがわかる書類、電力会社と接続協議をしたことがわかる書類等の提出が必要です。

5 届出書を作成および提出する上での注意

- (1) 届出書の提出者（届出書の「届出者氏名」）は原則、森林所有者となります。提出者が森林の所有者でない場合は、委任状を追加で提出していただく必要があります（様式は問いませんが、森林の土地の所有者の記名・押印が必要です）。
- (2) 相続登記未了地の場合は、相続関係説明図や遺産分割協議書の写し、戸籍抄本等の相続関係人が確認できるものを持参してください。
- (3) 森林法施行令の改正に伴い、令和5年4月1日より太陽光発電設備の設置が目的の伐採および転用については、開発許可対象面積が0.5haを超えるものについては、林地開発許可が必要となりました。必要書類をご確認の上、届出を行うようお願いいたします。

※林地開発については、下記 URL（林野庁ホームページ）をご覧ください。

- ・ 林地開発許可制度の見直しについて

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4_2.html

- ・ 林地開発制度見直し周知用リーフレット

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/con_4_2-10.pdf

6 伐採後の提出書類について

- ・ 森林の伐採が完了したら、速やかに「伐採に係る森林の状況報告書」を提出してください。その際に、伐採地の伐採前と伐採後の写真を添付してください。

※「伐採に係る森林の状況報告書」は、伐採が完了した時点で提出してください。

- ・ 伐採後に土地を転用（森林から森林以外のものに変えること）された場合は、「林地転用完了届」を提出してください。その際に、転用地の転用前と転用後の写真を添付してください。

※「林地転用完了届」は、転用行為が完了した後に提出してください。

- ・ 森林の伐採後に、転用をせずに森林に戻す場合は造林完了後、速やかに「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出してください。その際に、造林完了後の写真を添付してください。

7 その他

- ・ 事前に届出をせずに、地域森林計画対象民有林の樹木を伐採した場合は、顛末書（始末書）を提出していただきます。無届で伐採した場合は、森林法で 100 万円以下の罰金が規定されています。（森林法第 207 条）無届の伐採を繰り返し行うなど悪質な場合は告発することがありますので、御注意ください。

<p>お問合せ・届出書の提出先 壬生町役場農政課農村保全係 TEL：0282-81-1840 FAX：0282-82-1107</p>
